

宮城県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、医療施設等の人材確保が喫緊の課題となっている中で、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善を図るため、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の実施について」（令和7年4月1日医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知）の別紙「医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）中「1. 生産性向上・職場環境整備等支援事業」に基づき対象機関が実施する取組に要する経費について、当該機関に対し、予算の範囲内において宮城県医療施設等生産性向上・職場環境整備等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、国実施要綱、令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱（令和7年5月2日付け厚生労働省発医政0502第8号厚生労働事務次官通知）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業の実施主体、補助対象機関、事業内容、交付額の算定方法及び対象経費は、以下のとおりとする。

(1) 事業の実施主体

都道府県、市区町村、病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーションとする。

(2) 補助対象機関

(1)に掲げる事業の実施主体のうち、次のいずれの要件にも該当する者を補助対象機関とする。

ア 令和7年3月31日時点で別表1に掲げるベースアップ評価料を届け出ていること。

イ 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67条）に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。

ウ 県税に未納がないこと。

(3) 事業内容

令和7年3月31日時点で別表1に掲げるベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）において、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、業務の効率化や職員の処遇改善を図る。

(4) 交付額の算定方法及び

次により算出された額とする。ただし、算出された額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

別表 2 に定める基準額と次号に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額。

(5) 対象経費

以下の取組に要する経費のいずれか（複数可）を補助対象（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）とする。ただし、この補助金と補助対象が重複する他の補助金等の交付を受けてはならない。

ア ICT 機器等の導入による業務効率化

タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB 会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入

イ タスクシフト／シェアによる業務効率化

医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア

ウ 給付金を活用した更なる賃上げ

処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善

(交付の申請)

第 3 補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書として別表 3 で定める事項を「みやぎ電子申請サービス」により、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 規則第 3 条第 2 項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、「補助金の振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し」とする。

3 規則第 3 条第 3 項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる書類とする。

4 第 1 項の交付申請は、交付申請日時点で補助事業が完了している場合、規則第 1 2 条に規定する実績報告を兼ねるものとみなす。

(交付の条件)

第 4 規則第 5 条の規定により付する交付の条件は、次のとおりとする。

(1) 事業の内容の変更（交付決定額に影響のないものなど軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 5 0 万円以上（民間

団体にあっては30万円)の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し(以下「財産処分等」という。)してはならない。ただし、あらかじめ知事の承認を受けたときは、この限りでない。この場合において、財産処分等を行った事業者は、財産処分等の完了から1か月以内に知事に報告をしなければならない。

- (5) 前号ただし書の規程により財産処分等を行い収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助金と事業に係る関係書類の保存については、補助金と事業に係る収入及び支出(地方公共団体の場合、予算及び決算)との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る収入及び支出(地方公共団体の場合、歳入及び歳出)について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (8) 事業を行う者が(1)から(7)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された金額があるときは、その全部又は一部について県への返還を命ずることがある。

(交付決定及び実績報告)

第5 知事は、第3の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不適当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときは、書面により申請者に通知するものとする。

3 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告は、「みやぎ電子申請サービス」によるものとし、その提出期限は補助事業の完了の日から起算して1月を経

過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認の通知を受理した日から1月を経過した日）又は翌年度4月3日のいずれか早い日とする。

- 4 交付申請（変更交付申請を含む。）日時点で補助事業が完了している場合、規則第12条第1項の規定による実績報告については、規則第3条の規定による申請書の提出により当該補助金の実績報告があったものとみなし、規則第13条に規定する額の確定については、第1項の規定による交付決定により補助金の額の確定があったものとみなす。

（補助金の交付方法）

- 第6 補助金は、緊急支援という本事業の趣旨を踏まえ、規則第4条に規定する交付決定の後に概算払いをし、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に精算することを基本とする。ただし、第5第4項に該当する場合は、額の確定後に交付する。

（実施状況の確認）

- 第7 知事は、補助金の交付を受けた者の事業実施状況の確認のため、必要があると認めるときは、交付対象者に対して調査を行うことができる。

（補助金の返還）

- 第8 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

（書類の提出部数）

- 第9 この要綱により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

(別表 1)

区分	ベースアップ評価料の区分
病院 有床診療所	0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 0102 入院ベースアップ評価料（医科） P102 入院ベースアップ評価料（歯科） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）
無床診療所 訪問看護ステーション	0100 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） P100 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

(別表 2)

区分	基準額
病院 有床診療所	許可病床数×4万円 ただし、許可病床数が4床以下の有床診療所は、1施設 当たり18万円
無床診療所 訪問看護ステーション	1施設当たり18万円

(別表 3)

区分	申請項目
施設情報	保健医療機関コード（7桁）、施設名及び住所
申請者情報	申請者区分、開設者（法人名）情報、代表者職名、代表 者名、住所
申請要件	ベースアップ評価料の届出状況
申請内容	申請書及び申請書兼実績報告書の区分、許可病床数、申 請額、事業の実施内容
申請にあたっての誓約 事項	証拠書類の5年間の保管義務、暴力団等ではないこと及 び県税に未納がないことの確認
振込先の口座情報	金融機関種別、口座種別、振込先口座の情報が分かる画 像の添付
担当者情報	氏名、電話番号